

➤ 離職されたみなさまへ ◀

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類(マイナンバーカード等)が必要です。

ハローワーク窓口のご利用について

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかる等から、**16時前までにご来所**いただくようお願いします。

また、職業相談には一定の時間がかかること等から、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯(夜間開庁や土曜開庁のない日を除いた平日)は、9～17時の間のご利用をお勧めさせていただきます。

① 求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、**みなさまの住所を管轄するハローワーク(16ページ参照)**へ、ご自身で求職申込み(12ページ参照)などの手続きをしてください。

また、船員であった方が、離職後も引き続き船員での就職を希望される場合には、地方運輸局(13ページ参照)での求職申し込みなどの手続きをしてください。

受給手続きに必要なもの(原本をご持参ください。)

1. 離職票-1 → 氏名や口座番号などを記入してください。(下の記入例を参照)ただし、個人番号欄はハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。下記3の書類を必ず持参してください。
2. 離職票-2
3. **マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元(實在)確認書類をお持ちください。)**
 - ① 個人番号確認書類(いずれか1種類)
通知カード、個人番号の記載のある住民票(住民票記載事項証明書)
 - ② 身元(實在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可))
 - (1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など
 - (2)公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚(6か月以内の写真、正面上三分身、タテ3.0cm×ヨコ2.4cm。1枚は離職票-2にある写真貼付欄に貼付してください)
※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
5. 本人名義の預金通帳(一部の金融機関を除く)
6. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

<記入例>

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
	フリガナ	ロードウ	タロウ		
届出者	1 氏 名	労働 太郎			
	2 住所又は居所	東京都千代田区霞ヶ関一の二の二			
20. 払渡希望 金融機関	フリガナ	〇×ギンコウ △◇シテン		金融機関コード	店舗コード
	3 名 称	〇×銀行 △◇支店		本店 支店	9 8 7 6 3 4 5
	4 銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通) 1234567		
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合) -		

※ 都道府県の住所を管轄するハローワーク以外のハローワークで主として就職活動を行う特別な理由(交通の利便性が良いなどの理由は該当しません。)がある場合は窓口でご相談ください。



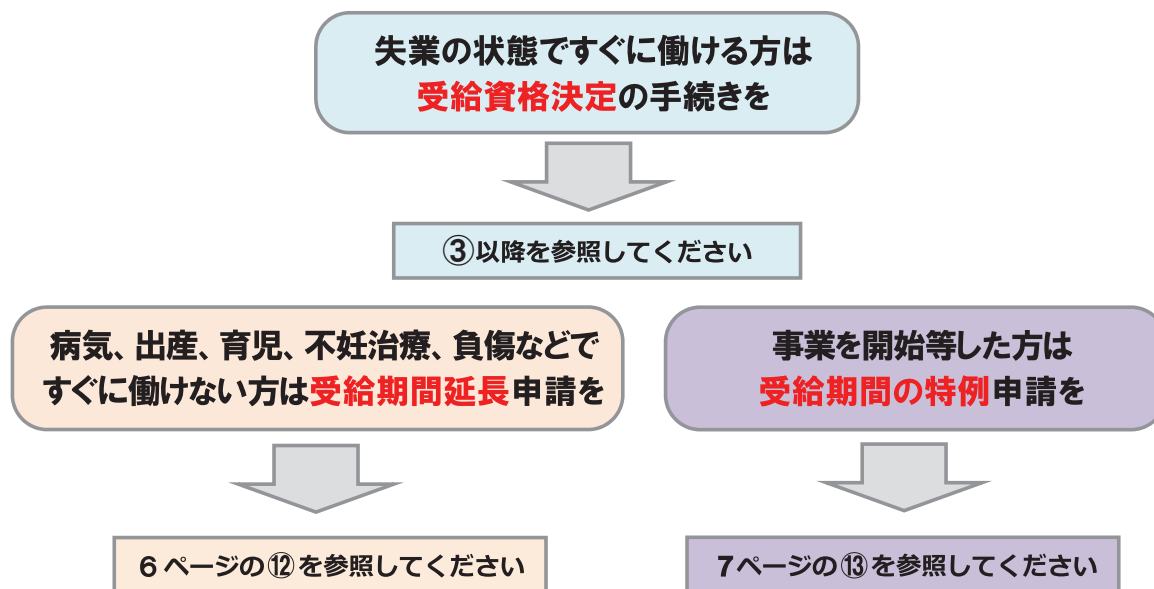
② 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（※1）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（※2）に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」（いわゆる失業手当）を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 65歳以上の方であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方



③ 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思」といつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、「就職できない状態」にある方をいいます。

④ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|---|---|
| ① 家事に専念する方 | ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方 |
| ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑧ 会社の役員等に就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ③ 家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。） | ⑩ パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ⑤ 次の就職が決まっている方 | ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方 |
| ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |

⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

- ◆ 原則として、**離職の日以前2年間に12か月以上**被保険者期間（※1）がある。
- ◆ 倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、**離職の日以前1年間に6か月以上**被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。なお、離職日が令和2年8月1日以降の方は、離職した者について、賃金支払基礎日数が11日以上のある月が12か月ない場合は、「賃金支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月」も1か月として計算できます。

- ・ 1か月未満の期間が生じる場合は、その期間の日数が15日以上あり、かつ、その期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上あるときに2分の1か月として計算します。
- ・ 被保険者期間の算定については、疾病・負傷その他一定の理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった日数を加算して、離職の日以前最大4年間まで対象期間の要件を緩和できる場合があります。詳しくは、住所を管轄するハローワークにお尋ねください。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

- ★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、**離職の日以前1年間に6か月以上**の被保険者期間が必要となります。

⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます。）のおよそ50～80%（※離職時年齢が60～64歳の方は、45～80%）で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

【計算式】

$$\left[\frac{\text{賃金日額} \times \text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right] \times 50 \sim 80 \% = \text{基本手当日額}$$

⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢	被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満		90日	120日	150日

◆ 障害者等の就職困難者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満			300日
45歳以上65歳未満	150日		360日

◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢	被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満			90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満	90日		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

◆ 高年齢被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
（暫定措置）	

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

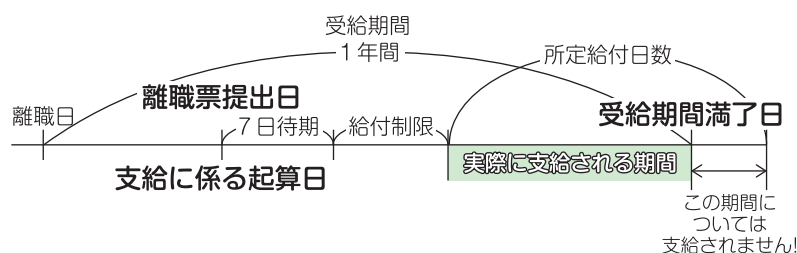
⑧ 支給の開始と期間【待期】給付制限【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了(※)で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期） が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから 7日間の失業している日（待期）+1～3か月（給付制限）※ が経過した後
受給期間	離職の日の翌日から1年間 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。 受給期間を過ぎてしまうと、給付日数が残っていても支給されません。 （早めに手続きをしてください）	

※同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めのお知らせがなく、契約の更新又は延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に給付制限があります。

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6ヵ月を経過する日**となります。



※ 正当な理由のない自己都合によって離職された方の給付制限期間は、離職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月となります。ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または懲戒解雇された場合の給付制限期間は3か月となります。

<令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除されます>

正当な理由のない自己都合により離職された方のうち、次のいずれかに当てはまる教育訓練等（令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限り）を**離職の日前1年以内に受けた方（途中退校は該当しません）**または**離職の日以後に受けている方**は、当該訓練を受ける期間と受け終わった後の期間について給付制限が解除されます。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練 | ② 公共職業訓練等 |
| ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練 | ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練 |

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください。

⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

※ 有期契約を反復更新している方（契約期間が計3年未満）で契約期間が短期間となるなど労働条件の低下があり、さらに本人が契約更新を希望したにもかかわらず不更新条項がついた場合等は、特定理由離職者に該当する場合があります。

⑩ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑪ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません。）。

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑫ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

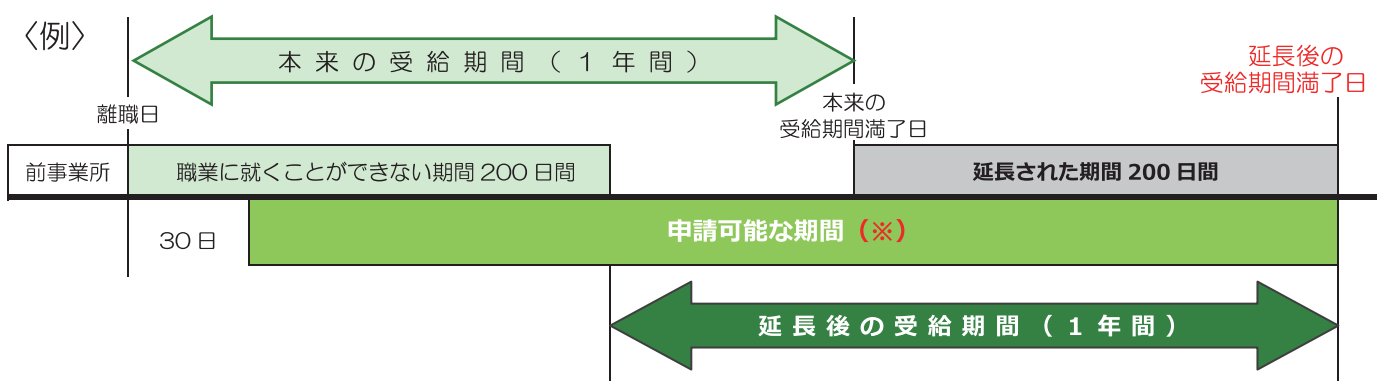
退職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない(健康保険の傷病手当、不妊治療、労災保険の休業補償を受給中の場合を含みます。)
- ② 妊娠・出産・育児(3歳未満に限ります。)などにより働くことができない。
- ③ 親族の介護のため働くことができない。
- ④ 60歳以上の定年等により退職して、しばらくの間休養する(船員であった方は年齢要件が異なります。)

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	退職の日(働くことができなくなった日)の翌日から30日過ぎてから早期に申請いただくことが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば申請は可能	退職の日の翌日から2か月以内 ※原則として、この期間を過ぎた申請は承認できないため、申請を検討中の方はご注意ください
延長期間	(本来の受給期間) 1年 + (働くことができない期間) 最長3年間	(本来の受給期間) 1年 + (休養したい期間) 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票ー2 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方(委任状が必要)	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	



※ 申請可能な期間であっても、申請が遅い場合は、受給期間延長を行っても基本手当の所定給付日数の全てを受給できない可能性がありますので、ご注意ください。

★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

⑬ 事業を開始等した方は…【受給期間の特例】

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。令和4年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

離職日の翌日以後に下記の要件を全て満たす事業を開始等した場合は、受給期間の特例を申請できます。

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」「法人の役員に就任し、事業経営に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
※次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

＜留意事項＞

この特例の対象は、令和4年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」「法人の役員に就任し、事業経営に専念し始めた場合」のいずれかです。以下のような場合にはご注意ください。

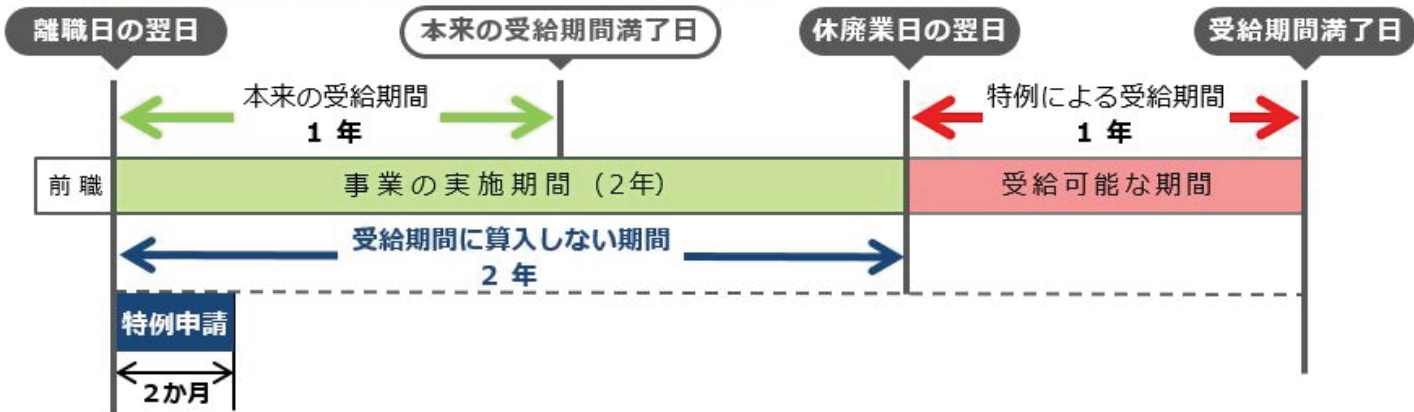
令和4年6月30日以前に事業を開始	令和4年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
令和4年6月30日以前に事業の準備に専念	令和4年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
	事業を開始しなかった	特例の対象外
令和4年6月30日以前に法人の役員に就任	令和4年6月30日以前に事業を開始し専念	特例の対象
	令和4年7月1日以降に事業経営に専念	特例の対象
	令和4年6月30日以前に事業経営に専念	特例の対象外

- ★ 受給期間延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、この2つの申請は、受給期間の特例の対象ではないことにご注意ください。

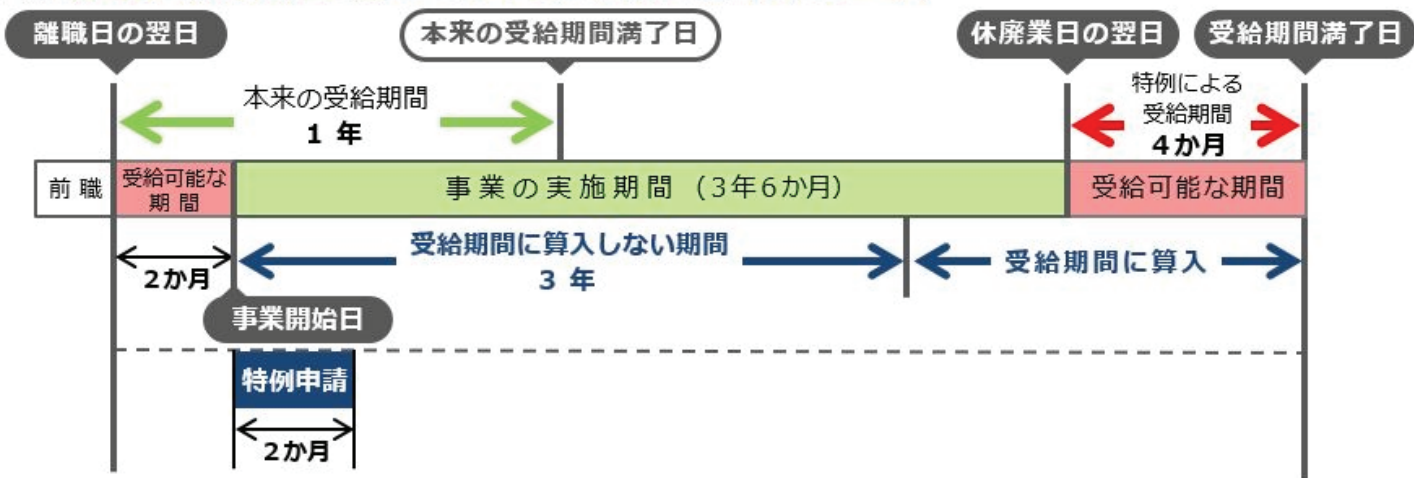
受給期間の特例の申請手続き

対象者	離職日の翌日以後に、事業を開始した方／事業に専念し始めた方／事業の準備に専念し始めた方／法人の役員に就任し、事業経営に専念し始めた方
申請期間	事業を開始した日／事業に専念し始めた日／事業の準備に専念し始めた日／法人の役員に就任し、事業経営に専念し始めた日の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + (起業等から休廃業までの期間) 最長3年間
提出書類	①受給期間延長等申請書 ②離職票-2（受給資格の決定を受けていない場合）または受給資格者証（受給資格の決定を受けている場合） ③事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類 (1) 事業を開始した場合または事業に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等 (2) 事業の準備に専念し始めた場合 【例】金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等 (3) 法人の役員に就任し、当該法人の事業経営に専念し始めた場合 【例】登記事項証明書、株主総会の議事録
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）
提出先	住居所を管轄するハローワーク（受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク）

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース

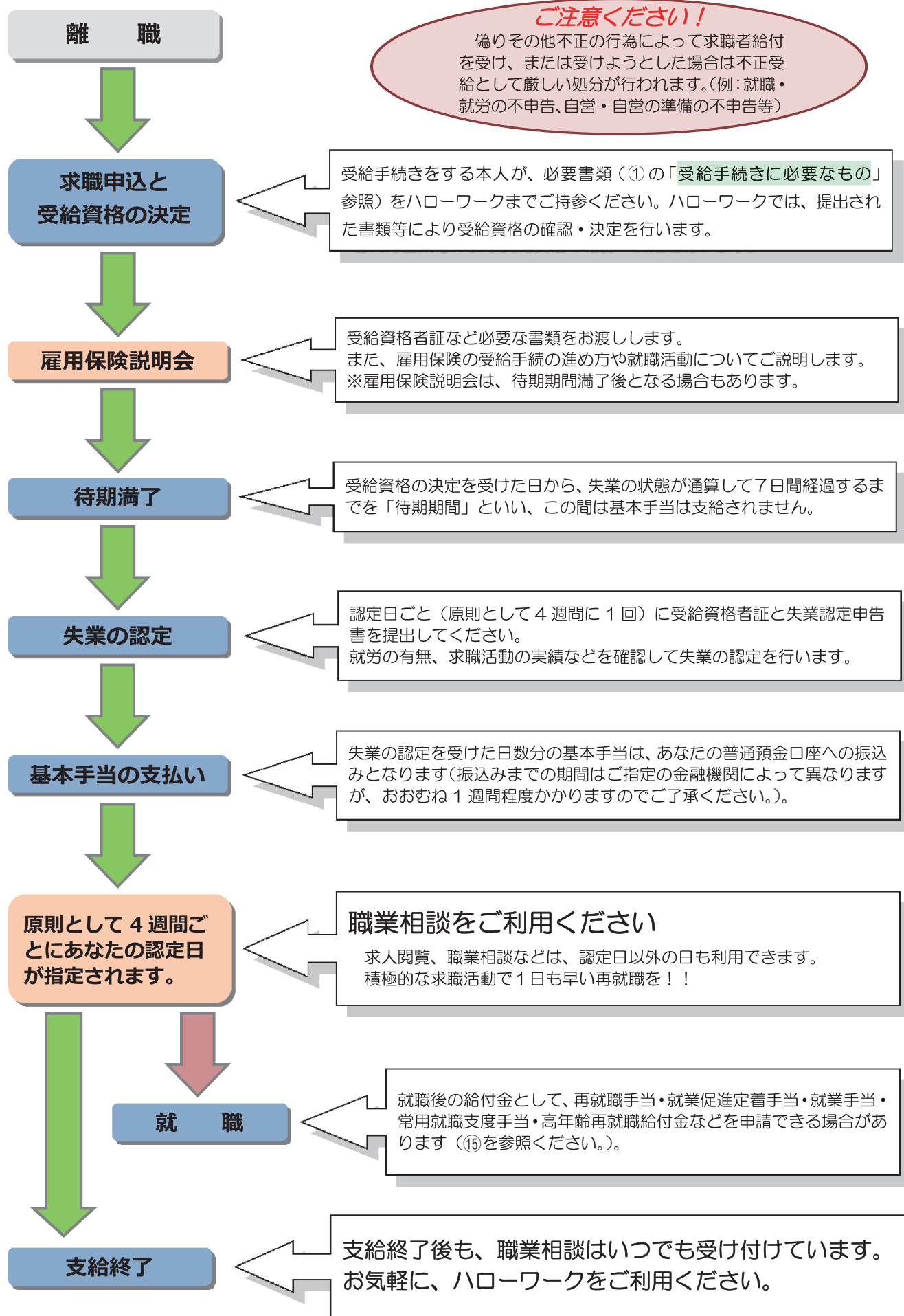


2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース

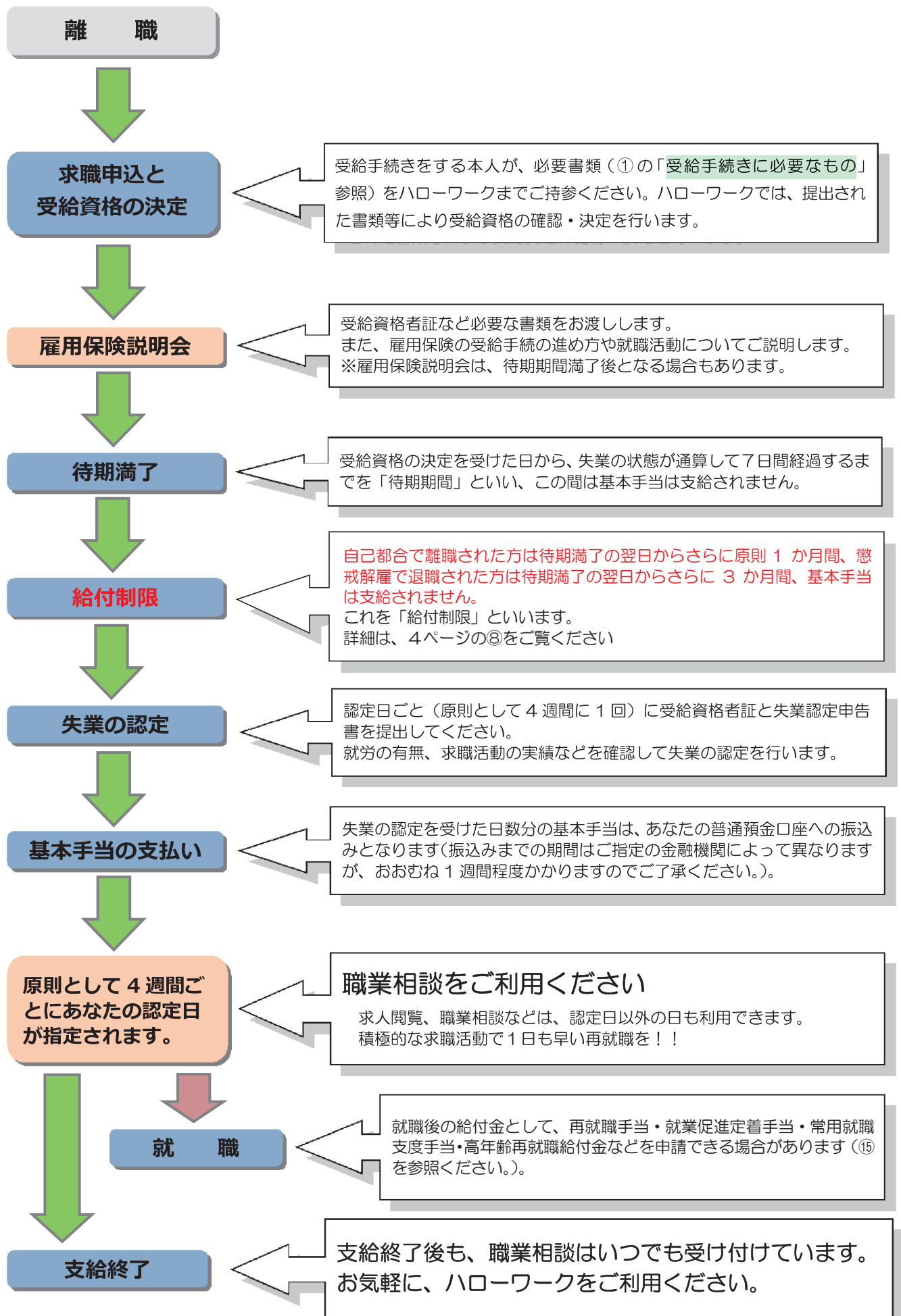


⑭ 基本手当の受給手続きの流れ

【会社都合による解雇、定年等の理由により離職された方】



【自己の都合により離職、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された方】



⑮ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申込み（離職票の提出）をして、待期期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、**再就職手当**を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の6割〔7割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける前の賃金に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**の給付を受けることができます。

なお、これらの手当には、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付が支給されます。 ※船員については生年月日によって55歳以上60歳未満となることがあります。

高年齢雇用継続給付には、**高年齢雇用継続基本給付金**と**高年齢再就職給付金**の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金は、雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含みます。）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます。）。

※ 60歳到達日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない場合は、その期間が5年を満たすこととなった日）が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

高年齢再就職給付金は、離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支給されます（支給額は各月に支払われた賃金の10%（※）を限度として、賃金の低下率に応じて支払われます。）。ただし、再就職手当（上記⑮）と同時に受けることはできません。

※ 再就職の日が令和7年3月31日以前の場合の支給額は、各月に支払われた賃金の15%です。

求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで手続きをする必要があります。

申込み方法①：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、ハローワークインターネットサービスにアクセスし、オンライン上の求職登録を行う（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です。）。

申込み方法②：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。
※求職申込書（筆記式）もご用意しています。

求職申込み手続きの流れ

①スマートフォンやご自宅のパソコンなどから
ハローワークインターネットサービスにアクセスし
求職情報を登録して「**求職者マイページ**」を開設する

②ハローワーク内のパソコンで求職申込み情報を入力（仮登録）する
※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

＜窓口＞ 申込み内容や希望条件の確認を行う

＜窓口＞ 求職申込み手続き完了（ハローワーク受付票を交付）

求職申込み手続き完了後は、求人情報の提供や職業紹介、応募書類の作成、面接のアドバイスなどの各種サービスをご利用いただけます

求職者マイページでお仕事探しをより便利に！

ハローワークインターネットサービスで「**求職者マイページ**」を開設すると、スマートフォンなどから次のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。

- **求人の検索条件や気になった求人を保存**することができます。
- **オンラインで職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受ける**ことができます。
- ハローワークで紹介された求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークからの求人情報のご案内やイベント情報などのお知らせを受信することができます。
- 登録した情報の確認や変更ができます（※雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください。）。
- 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

※オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。



＜留意事項＞

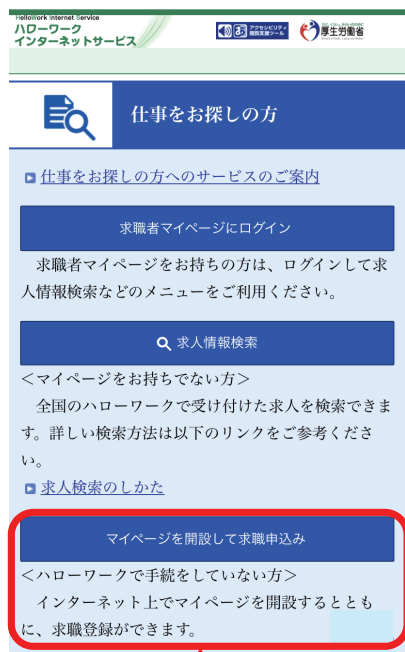
- ・「求職者マイページ」は、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・「求職者マイページ」を開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

ご来所前にオンラインで求職登録ができます

ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html>)



スマートフォンからの場合



求職申込み

パソコンからの場合



求職申込み

船員であった方で、離職後も引き続き船員での就職を希望される方

●九州運輸局海事振興部船員労政課

所在地 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館8階

電話番号 092-472-3159

管轄区域 福岡市、古賀市、大野城市、春日市、太宰府市、糸島市、筑紫野市、朝倉市、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、小郡市、みやま市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡

●九州運輸局福岡運輸支局門司港庁舎

所在地 〒801-8585 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎6階

電話番号 093-322-2700

管轄区域 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

●九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所

所在地 〒808-0034 北九州市若松区本町 1-14-12 若松港湾合同庁舎6階

電話番号 093-751-8111

管轄区域 北九州市若松区、戸畑区、八幡西区、八幡東区、飯塚市、宗像市、福津市、中間市、宮若市、直方市、嘉麻市、嘉穂郡、遠賀郡、鞍手郡

MEMO

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

雇用保険に関するお問い合わせは住所を管轄するハローワークへ

ハローワーク（公共職業安定所）所在地・管轄等一覧表

雇用保険関係業務 窓口取扱時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（休祝日・年末年始を除く）

ハローワーク名	管轄区域	所在地・電話番号	地図
福岡中央	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区（那の川1～2丁目、精屋町（宇美町、志免町、須恵町）	〒810-8609 中央区赤坂1-6-19 TEL092-712-8609	
福岡南	福岡市南区（那の川1～2丁目を除く）、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市	〒816-8577 春日市春日公園3-2 TEL092-513-8609	
福岡東	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡（篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町）	〒813-8609 東区早稲6-1-1 TEL092-672-8609	
福岡西	福岡市西区、糸島市	〒819-8552 西区姪浜駅南3-8-10 TEL092-881-8609	
八幡	北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡	〒806-0021 八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6F TEL093-622-5566	
若松(出)	北九州市若松区	〒808-0034 若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎1F TEL093-771-5055	
戸畑(分)	北九州市戸畑区	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL093-871-1331	
小倉	北九州市小倉北区、小倉南区	〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11 TEL093-941-8609	
門司(出)	北九州市門司区	〒800-0004 門司区北川町1-18 TEL093-381-8609	
行橋	行橋市、京都府、築上郡（築上町）	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47 TEL0930-25-8609	
豊前(出)	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町）	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70 TEL0979-82-8609	
大牟田	大牟田市、柳川市、みやま市	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3 TEL0944-53-1551	
久留米	久留米市（城島町を除く）、小郡市、うきは市、三井郡	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401 TEL0942-35-8609	
大川(出)	久留米市（城島町）、大川市、三潁郡	〒831-0041 大川市大字小保614-6 TEL0944-86-8609	
八女	八女市、筑後市、八女郡	〒834-0023 八女市馬場514-3 TEL0943-23-6188	
朝倉	朝倉市、朝倉郡	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3 TEL0946-22-8609	
飯塚	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1 TEL0948-24-8609	
直方	直方市、宮若市、鞍手郡	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5 TEL0949-22-8609	
田川	田川市、田川郡	〒826-8609 田川市弓削田184-1 TEL0947-44-8609	

福岡労働局職業安定部職業安定課

福岡労働局HP：<https://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 HP に雇用保険の Q&A を掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/Q000139508.html>



これから仕事を探す皆さまへ

医療・介護・保育の仕事を ハローワークで検討してみませんか？

こんな仕事があります

- 「医療」・・・看護師、准看護師、保健師、助産師、リハビリ助手
- 「介護」・・・施設介護員、訪問介護員、ケアマネージャー、サービス提供責任者
- 「保育」・・・保育士、保育補助者

こんな特徴があります

1 無資格・未経験からはじめられる

看護師や保育士の資格を持っていない方でも、「看護助手」「保育補助者」として働くことができます。また、働きながら資格取得をサポートしてくれる職場を探すことも可能です。

2 ライフスタイルに合わせた働き方が選べる

フルタイム、パートタイム、シフト勤務といった柔軟な勤務形態を選ぶことができるという特徴があります。子育てや介護との両立はもちろん、さまざまな年齢の方が活躍できる職場が見つかります。

3 豊富な求人数

医療・介護・保育の仕事は、地域を問わず必要とされる仕事だからこそ、全国で多くの求人があります。この分野では、86.4%の事業所がハローワークを利用しており※、ハローワークにしかない求人があります。

※出典：厚生労働省委託事業「職業紹介業に関するアンケート調査」（令和4年度）

登録不要！最短10秒！／

求人を探してみませんか

医療・介護・保育の求人検索に特化した検索ページで、希望の勤務地や職種、こだわり条件を入力して求人を探すことができます。



完全無料！／

ハローワークで相談してみませんか

「人材確保対策コーナー」をはじめとして、医療・介護・保育分野等への就職に向けた職業相談・職業紹介のほか、これらの業界についてのセミナーや職場見学会等のイベントを開催中です。

福岡県内のハローワークにおける医療・介護・福祉分野のイベント情報

https://site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/_00370.html





「ハローワークインターネットサービス」とは

ご自宅にしながら、お持ちのパソコンやスマートフォン等で全国のハローワークの求人を検索することができる、**月間約7,700万件**のアクセスを誇るオンラインサービスです。

年間新規求人数は**約1,000万人**！豊富な求人の中から、あなたにあった求人を見つけましょう。



「求職者マイページ」でより便利に！

さらに求職者マイページ※を開設していただくと、より効率よくお仕事探しなどを進められます。具体的には、**気になった求人情報の保存、求人への応募、ハローワークからの求人情報やお知らせの受けとり**などができます。

※求職者マイページとはお仕事探しのサービスをオンライン（web）上で受けられる個人ページです。すでにハローワークをご利用の方はハローワークの窓口に「マイページをつくりたい」とお声かけください。

詳しくはこちらのリーフレットをご覧ください



オンラインによる職業相談・就職支援セミナーも実施

窓口でのお仕事探しの相談のほか、来所が不要な**オンラインによる職業相談やキャリアコンサルティング**のご利用も可能です。オンラインによる**就職支援セミナー**もあります。

また、ハローワークでは、**面接会、職場見学なども随時開催**しています



■ハローワークインターネットサービス

「オンラインでの求職登録」、**「求職者マイページ」**の開設

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



■操作方法に関するお問い合わせ

電話番号：0570-077450 受付時間 平日9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール：helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

■福岡県内のハローワーク所在地

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hw/kankatsu_shozaichi/kikan02.html

